

自治基本条例だより

～古賀の自治基本条例づくりの“いま”をお伝えします～

第10号 平成28年1月



第10回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を開催 「共働のまちづくり」について考えました

第10回策定委員会プログラム

1. 開会
2. とりまとめ部会からの報告・提案～前回の成果のまとめ
3. ミニ出前講座「共働のまちづくりについて」
 - ・担当課より説明
 - ・質疑応答
4. グループでの話し合い
 - ・参加や共働を充実させるために大切な考え方・大切なことについて検討
 - ・各グループから検討内容について発表
5. おわりに

参加や共働をより充実させていくために大切な考え方とは？

12月16日（水）、第10回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を行いました。

今回から市職員によるミニ出前講座で関係する事業について説明を受け、情報共有を行いながら検討を進めています。

ミニ出前講座では、市の担当課である地域コミュニティ室より古賀市の共働のまちづくりについて説明があり、現状を理解し、その後ワークショップ形式で参加や共働を充実させるために大切にしたい考え方などを話し合いました。

古賀市自治基本条例（仮称）とは

住民自治に基づく自治体運営の基本原則・理念を定めるものです。その内容は自治体によって様々ですが、まちづくりにおける市民・議会・行政の役割、参加や共働の仕組み、行政運営のルールなどの要素からなっています。

現在、公募市民等による「古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会」が中心となって条例に盛り込む内容を検討しています。



第10回策定委員会の様子

～自治基本条例（仮称）ができるまで～ *進捗状況により変更になる場合もあります

平成27年												今ここ	平成28年												平成29年			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
策定委員会																												
策定委員会スタート				市民対話の準備				市民対話				とりまとめ				条例素案の内容検討				条例素案のまとめ・市長への素案提出				パブコム周知活動		議会	施行	

共働のまちづくりについて出された主な意見

基本的考え方

- 自由にスピーディに動ける～市民の力（行政にはない）
- 共働の前提：対等な関係
- 対等な関係には十分なインフォームドコンセント（正しい情報を得た上での合意）が必要
- 合意したら責任を果たす
- おしつけない・やらない自由

コミュニティの推進

- 自分たちの地域を自分たちで良くしていくという意識
- 地域活動、コミュニティへの参加で得られるもの・こと
- 子どもの時からの地域コミュニティについての学び
- ニーズを知り、ニーズに応える
- 住民が自発的に参加しようと思う地域コミュニティに
- つながりづくり＝友だちづくり
- 地域を支えようとする人をさらに支えたい
- 企業も区費を負担したり地域の防災活動に参加したりしている

情報共有

- 情報発信・収集する手法・ツールの有効性・必要性
- 興味がない人も興味を持つような企画・情報伝達方法
- 活動内容や会計情報などの公開・共有
- 成功事例の共有

対話と交流の場づくり

- 多様な世代、多様な立場の人の参加
- 若者が集える仕組み、若者の活躍の場・機会
- 多様な人々の出会い、交流を促すもの・こと

市政

- 行政に対する不信感の払拭

その他

- 楽しいはモチベーション！
- キラリとあたたかいしくみをつくりたい

これらの意見を踏まえ、条例の骨組み案である「はじめの一步案 ver. 2」の内容を更に充実していきます。



【もっとくわしい古賀市自治基本条例についての情報／お問い合わせ先】

- インターネットでは、古賀市ホームページ下「注目コーナーピックアップ」の『自治基本条例』のアイコンをクリックするか、検索サイトで『古賀市自治基本条例』を検索してください。スマートフォンは、右のQRコードを読み込んでください。
- お問い合わせ先（事務局）：古賀市総務部総務課 地域コミュニティ室 コミュニティ係
・電話：092-942-1165 ・Eメール：commu@city.koga.fukuoka.jp

